

さが園芸 888 整備支援事業実施要領

令和5年3月30日 園農第2699号
令和5年8月29日 園農第1143号
令和5年11月24日 園農第1839号
令和6年3月29日 園農第3176号

第1 趣旨

本県の園芸農業は、資材や重油価格の高騰、農家の高齢化、農業従事者数の減少や労働力の不足等の課題を抱えている。

このような中、本県園芸農業が魅力ある産業として持続的に発展をしていくためには、経営規模の大幅な拡大を図る意欲的な農業者や、園芸農業に取り組む新規就農者の確保を進めるとともに、経営基盤を強化し更なる所得向上を目指す農業者を増やすことにより、稼げる園芸農業が実践され、それにより新たな担い手が就農する好循環を生み出していく必要がある。

このため、本事業により、農業所得向上に向けた収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備を推進するものとする。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件等は、別表1（ステップアップ経営者育成対策）、別表2（新規就農者育成対策）、別表3（経営基盤強化対策）、及び別表4（園芸産地育成対策）のとおりとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とする。

第4 事業の手続き

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙B-1又は別紙B-2）を作成し、事業実施主体の所在する市町の長に申請するものとする。ただし、複数の市町を活動の範囲とする事業実施主体にあっては、主たる市町の長へ申請するものとする。
- 2 前項のただし書の場合には、事業実施主体は主たる市町以外の関係する市町長に当該事業実施計画書の写しを提出するものとする。
- 3 市町長は、第1項に基づき、事業実施計画の申請があった場合には、事業実施主体が作成した事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画承認申請書（別記様式1号）及び事業実施計画総括表（別紙A）を作成し、事業実施計画書と併せて知事に提出するものとする。
- 4 知事は市町長から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときはその承認を行うものとする。
- 5 市町長は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。
- 6 事業実施主体等は、次に掲げる重要な変更については、前各項に準じて事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。
 - （1）事業の一部又は全部の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体ごとの補助金の増を伴う事業内容の追加
 - （3）事業実施主体ごとの事業費の30%を超える減
 - （4）その他、品目の変更など事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- 7 前項以外の事業計画の変更については、別に定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

第5 施設等の整備基準

本事業の補助対象となる施設、機械等の整備基準（以下「施設等整備基準」という。）は、別記1に掲げるとおりとする。

第6 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ第4の5による事業計画の承認がなされている場合は、交付決定前に着手することができるものとする。
この場合、事業実施主体は、その理由を市町長に届け出るものとし、市町長は、この届出があった場合は、別記様式2号により知事に届け出るものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。
- 2 過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあっては、事業計画の承認がなされる前であっても、緊急に事業を実施することができるものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。

第7 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第8 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告
 - (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、実施状況報告書（別紙H）を作成し、報告にかかる年度の翌年度6月末までに、市町長に報告するものとする。
 - (2) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された事業実施状況報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を取りまとめの上、別記様式3号により、7月末までに知事に報告するものとする。
- 2 事業の評価
 - (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について評価報告書（別紙H）を作成し、目標年度の翌年度の6月末までに、市町長に提出するものとする。
 - (2) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された評価報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された評価報告書を取りまとめの上、別記様式4号により、7月末までに知事に報告するものとする。
 - (3) 市町長は（2）の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行うとともに、目標達成するまでの間、毎年度6月末までに改善状況報告書（別紙H）を提出させるものとする。
 - (4) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された事業改善状況報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された事業改善状況報告書を取りまとめの上、別記様式5号により、7月末までに知事に報告するものとする。

第9 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は1部とする。

第10 事業の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した施設・機械等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 市町長は、本事業によって整備された施設・機械等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。

第11 個人情報の取扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和5年8月29日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月24日から施行する。

附則 この要領は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

さが園芸 888 整備支援事業実施要領 別表（事業内容、採択要件等）

別表 1（第 2 関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
ステップアップ 経営者育成対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病害虫低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 中古ハウスリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に 必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた者。以下同じ。） (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の認定を受けた者。以下同じ） (3) 県内在住の 2 戸以上の農業者を含む団体に次に掲げる団体 (ア) 農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。） (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体で、農業者が全体の議決権の過半を占め、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体とする。以下同じ。） (4) 農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。）	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則 1 品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1 受益農業者当たり 3 a 以上 (イ) 露地園芸：1 ha 以上（個人が事業実施主体となる場合は 50 a 以上） ただし、未来につなぐさが中山間プロジェクト推進要綱（令和 5 年 3 月 28 日付農企第 1563 号。以下同じ。）に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。）第 4 の 1 に規定する対象地域内のうち市町内（※ 1）に存在する協定農用地（※ 2）の標高以上に位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については、該当する受益者に限り、施設園芸では 1 受益農業者当たり 1 a 以上、露地園芸では 50 a 以上（個人が事業実施主体となる場合は 25 a 以上）とする。 ※ 1）令和 5 年 4 月 1 日時点の市町 ※ 2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試 35 号」に防風施設を整備する場合：3 a 以上 (3) 別表 5 に定めるステップアップ経営者育成対策にかかる成果目標を一つ以上選択し事業実施年度から 2 年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 ただし、面積拡大に係る目標については、単年度の事業計画において達成が見込まれる必要がある。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表 6 のいずれかの GAP 等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施する GAP の取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の（ア）から（エ）までのうち、2 つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸 888 運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地 888 計画）の見直しについて（令和 5 年 2 月 27 日付け園農第 2521 号佐賀県農林水産部長通知）に定めるさが園芸農業振興産地計画（以下「園芸産地 888 計画」という。）に位置付けられていること、または策定をしていること。

別表2（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
新規就農者 育成対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病害虫低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿命化対策 (8) 中古ハウスリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 農業経営開始後5年以内の認定農業者 (2) 農業経営開始後5年以内の認定新規就農者 (3) トレーニングファーム等での研修中に認定農業者又は認定新規就農者となり、研修を修了した年度又は翌年度に農業経営を開始する予定の者 (4) 上記(1)、(2)もしくは(3)の要件を満たした農業者で組織する団体 (5) 農業協同組合（ただし、(1)、(2)もしくは(3)の農業者にリース方式で支援する場合に限る。） (6) 農業協同組合（ただし、農業協同組合自らがトレーニングファーム等修了生を雇用して農業経営を行うことを目的として、園芸用ハウス等を整備する場合に限る。）	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1受益農業者当たり3a以上 (イ) 露地園芸：1ha以上（個人が事業実施主体となる場合は50a以上） ただし、未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象地域内のうち市町内（※1）に存在する協定農用地（※2）の標高以上に位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については、該当する受益者に限り、施設園芸では1受益農業者当たり1a以上、露地園芸では50a以上（個人が事業実施主体となる場合は25a以上）とする。 ※1）令和5年4月1日時点の市町 ※2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試35号」に防風施設を整備する場合：3a以上 (3) 別表5に定める成果項目を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の(ア)から(エ)までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定をしていること。

別表3（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
経営基盤強化対策	(1) 園芸用ハウス、育苗ハウス等 (2) 省力化機械・装置 (3) 高品質化機械・装置 (4) 省石油型機械・装置 (5) 土作り用・病虫害低減機械・装置 (6) 選別・調整、加工用機械・装置 (7) 長寿化対策 (8) 中古ハウスのリノベーション対策 (9) 園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等 (10) 大雨・大雪被害防止対策	(1) 県内在住の2戸以上の農業者を含む団体に次掲げる団体 (ア) 農事組合法人 (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (ウ) 特定農業団体 (エ) 上記(ア)及び(イ)以外の農業者が組織する団体 (2) 県内に事業所を持つ農作業受託組織 (3) 農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合、又は農作業受託者にレンタル方式で支援する場合に限る。） (4) 市町長が特に必要と認める以下のいずれかの者 (ア) 受益地において有機栽培または佐賀県特別栽培農産物（無化学合成農薬・無化学肥料栽培に限る。）に取り組む農業者、農地所有適格法人 (イ) 当該事業で整備する機械・施設の受益が中山間地域等となる認定農業者 (ウ) 市町内にない新規作物に取り組む認定農業者 (エ) 農事組合法人、農地所有適格法人または認定農業者である法人であって、原則として事業完了日から1年間以内に新規雇用で延べ年200人日以上の雇用計画を有する者 (オ) 市町との進出協定等を締結し、農業経営を開始する会社法人 (カ) その他特に市町長が2戸以上の農業者を含む団体を組織できないと認める認定農業者	次の要件を全て満たしていること (1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。 (2) 受益面積は、以下のとおりであること。 (ア) 施設園芸：1受益農業者当たり3a以上 (イ) 露地園芸：1ha以上（個人が事業実施主体となる場合は50a以上） ただし、未来につながるが中山間プロジェクト推進要綱に基づき選定されたチャレンジ中山間内かつ、中山間地域等（中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する対象地域内のうち市町内（※1）に存在する協定農用地（※2）の標高以上に位置する田・畑。）に要する施設・機械等及び当該農地に由来する生産物に要する施設・機械等を整備する事業実施主体については、該当する受益者に限り、施設園芸では1受益農業者当たり1a以上、露地園芸では50a以上（個人が事業実施主体となる場合は25a以上）とする。 ※1）令和5年4月1日時点の市町 ※2）中山間地域等直接支払制度における協定農用地（現対策の協定農用地とする。） (ウ) 露地栽培の「佐賀果試35号」に防風施設を整備する場合：3a以上 (3) 別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。 (4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。 (5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の(ア)から(エ)までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入 (6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定をしていること。 (7) 事業実施主体欄(2)に掲げる事業実施主体の場合、及び(3)に掲げる事業実施主体が農作業受託者にレンタル方式で支援する場合は、農作業受託計画書（参考様式5）を作成すること。 (8) 事業実施主体欄(4)の(オ)に掲げる事業実施主体については、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと。 (ア) 市町と締結した進出協定等により、以下の事項に係る具体的な取り決めがあること。 a 市町内での事務所又は事業所の設置に関すること b 県内在住の新規地元雇用の人数に関すること (イ) 県内で独立して農業経営を開始する新規就農者を事業完了年度の翌年度までに研修生として受け入れること。

別表4（第2関係）

事業区分	事業内容	事業実施主体	採択要件等
<p>園芸産地育成対策</p> <p>(1)園芸団地整備対策</p> <p>施設園芸や果樹栽培の効率化、コスト低減のため大規模区画で施設等の整備をするもの。</p>	<p>(1) 園芸用ハウス等、育苗ハウス</p> <p>(2) 附帯設備等</p> <p>(3) 中古ハウスリノベーション対策</p> <p>(4) 共同利用機械・施設等</p>	<p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者。以下同じ。）</p> <p>(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の認定を受けた者。以下同じ）</p> <p>(3) 県内在住の2戸以上の農業者を含む団体に次に掲げる団体 (ア) 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外の農業者が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に、農業者が全体の議決権の過半を占め、当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる団体とする。以下同じ。）</p> <p>(4) 農業協同組合（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。）</p> <p>(5) 佐賀県農業公社（ただし、農業者にリース方式で支援する場合に限る。）</p> <p>(6) 農業協同組合（ただし、農業協同組合自らがトレーニングファーム等修了生を雇用して農業経営を行うことを目的として、園芸用ハウス等を整備する場合に限る。）</p>	<p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。</p> <p>(2) 受益面積（設置実面積）が1受益農業者当たり3a以上であること。</p> <p>(3) 別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。</p> <p>(4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。</p> <p>(5) 農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、以下の（ア）から（エ）までのうち、2つ以上を共同で行い、共同性を確保すること。 (ア) 本事業で整備する施設・機械等の共同施工・設置 (イ) 以下の共同作業のいずれか（複数の選択可） 土づくり、耕起、播種、育苗、定植、防除、肥培管理、摘果、収穫、選別、調整、出荷、加工、販売など (ウ) 栽培管理現地確認会や研修会の開催 (エ) 施設・装置等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入</p> <p>(6) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定をしていること。</p> <p>(7) 事業内容が、さが園芸888運動園芸団地構想策定要領（令和5年6月23日付け園農第649号）に基づき、農林水産部長に承認された園芸団地構想に位置付けられていること。</p>
<p>(2)効率的な露地野菜集出荷対策</p> <p>露地野菜集出荷の効率化や優位販売のため新たに導入するシステムを整備するもの</p>	<p>(1) 露地野菜集出荷システム</p>	<p>(1) 県内の農業者を含む団体に次に掲げる団体 (ア) 農事組合法人 (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人</p> <p>(2) 対象品目の作付面積が5ha以上の認定農業者</p> <p>(3) 農業協同組合</p> <p>(4) 県内に事業所を持つ野菜集荷業者</p>	<p>次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 対象品目は、原則1品目に統一されていること。</p> <p>(2) 受益面積が1ha以上であること。</p> <p>(3) 別表5に定める成果目標を一つ選択し、事業実施年度から2年後の具体的な目標を定めており、当該目標の実現が見込まれること。</p> <p>(4) 事業実施主体の受益者の全てが、事業実施年度に別表6のいずれかのGAP等に取り組むこと、又は、事業実施年度中に取り組むことが困難である場合は、次年度以降に実施するGAPの取組計画を有していること。</p> <p>(5) 事業実施主体の受益者の全てが、さが園芸888運動に係る推進支部計画の策定及び産地計画（園芸産地888計画）の見直しについて（令和5年2月27日付け園農第2521号佐賀県農林水産部長通知）に定める園芸産地888計画に位置付けられていること、または策定していること。</p> <p>(6) 集出荷システム整備計画（参考様式6）が策定され、園芸産地888計画に位置付けられていること。</p> <p>(7) システムを導入する候補地、運営体制及び方法が決定していること。</p> <p>(8) システムを導入するエリアにおける対象品目の作付面積が目標年度までに現状の2割以上又は10ha以上拡大すること。</p>

別表5 成果目標

事業区分	成果目標
1 ステップアップ経営者育成対策	(A) 各経営体における佐賀さいこうモデルへのステップアップ(※1)
	(B) 各経営体における作付面積の拡大(1.5倍以上)(※2)
	(C) 各経営体における先進的施設(※3)の作付面積の拡大
2 新規就農者育成対策 3 経営基盤強化対策 4 園芸産地育成対策	(D) 単位面積当たりの出荷量の増加
	(E) 単位面積当たりの販売額の増加
	(F) 全作付面積、または全出荷量に占めるブランド品や高品質品(秀品率L規格以上など)の割合の増加
	(G) 作付面積の拡大
	(H) 有機農産物、佐賀県特別栽培農産物等の取組面積の拡大
	(I) 施設園芸における燃油使用量の削減
	(J) 単位面積当たりの生産コストの削減
	(K) 単位面積当たりの労働時間の削減
	(L) 化学合成農薬、または化学肥料の使用量の削減
	うち大雨・大雪被害防止対策のみ取り組む場合
(N) 単位面積当たりの販売額の維持	

- (※1) 「各経営体における佐賀さいこうモデルへのステップアップ」とは「園芸品目に係る販売額」が1億円未満から、1億円以上となること、且つ「事業に取り組む園芸品目に係る作付面積」が現状値から1.2倍以上になること。
- (※2) 「各経営体における作付面積の拡大(1.5倍以上)」とは、事業に取り組む園芸品目における作付面積が現状値から1.5倍以上となること、且つ他の園芸品目の作付面積が現状から減少しないこと。
- (※3) 先進的施設とは、別表7-1における、環境制御型耐候性ハウス、いちご高設栽培施設、及び根域制限栽培施設のこと。

別表6 GAP等の内容

区分	内容
佐賀県 GAP	平成 29 年度に改正された「佐賀県産農産物における GAP の導入マニュアル(平成 29 年 9 月 11 日付け園第 1156 号佐賀県農林水産部長通知。(以下「県 GAP」という))」で示したものとし、この場合における別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 に規定する GAP の取り組みは、県 GAP における取組ステップ⑥(チェックシートを市町に提出)以上に努めるものとする。
GLOBAL G.A.P	ドイツの FoodPLUS GmbH が運営する GAP 認証で 2007 年から GLOBAL G.A.P (旧 EUREP GAP) として運用開始。認証区分は「果樹野菜」、「コンバイン作物」、「茶」等。日本では一般社団法人 GAP 普及推進機構(2015 年設立)が運営。
ASIAGAP	一般財団法人日本 GAP 協会(2006 年設立)が運営する GAP 認証で、2017 年 8 月より ASIA GAP (旧 JGAP Advance) として運用開始。認証区分は「青果物」、「穀物」、「茶」。
JGAP	一般財団法人日本 GAP 協会(2006 年設立)が運営する GAP 認証で、2017 年 8 月より JGAP (旧 JGAP Basic) として運用開始。認証区分は「青果物」、「穀物」、「茶」。
みどりのチェックシート	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知)参考様式第 2 号(以下「みどりのチェックシート(農産)」という。)の取組内容(GAP 又は環境負荷低減及び農作業安全の取組)に係る研修を受講し、みどりのチェックシート(農産)に準じてチェックシートを作成し、提出すること。

別記 1

さが園芸 888 整備支援事業 施設等整備基準

- 1 本事業で整備する施設・機械等は、次の全てを満たすこととする。
 - (1) 採択要件等から国庫補助事業の対象とならないものであること。
 - (2) 同規模、同能力への更新ではないこと（長寿命化対策、新規就農者育成対策に取り組む事業実施主体又は知事が特に必要と認める事業実施主体が行う中古ハウスリノベーション対策、大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え、5 a 以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新を除く。）。
 - (3) 事業計画承認時において 1 機械・装置当たり税込 50 万円以上の機械・装置であること。ただし、以下の機械・装置・資材等については、1 機械・装置当たりもしくは資材一式当たり税込 50 万円未満であっても対象とする。
 - ア 省石油型機械・装置
 - イ 光合成促進装置
 - ウ 換気扇
 - エ 大雪被害防止対策に係る園芸用ハウスの補強資材
 - オ 花粉自家採取に係る機械なお、営農開始に必要な生産資材等については、1 機械・装置当たり税込 50 万円未満のものに限り対象とする。
- 2 本事業の補助対象施設・機械等は、別表 7-1、7-2 のとおりとする。また、園芸用ハウス等の整備については、必要に応じ収支計画を作成することとする。
- 3 別表 8 に示す施設・機械・資材等は補助対象外とする。

ただし、別表 7-1 の⑨については、別表 8 の 1 (1) ~ (6) に記載の機械・資材等も補助対象となる場合がある。
- 4 長寿命化対策については、別表 9 の実施基準を満たすこととする。

中古ハウスリノベーション対策については、別表 10 の実施基準を満たすこととする。

大雨・大雪防止対策については、別表 11 の実施基準を満たすこととする。
- 5 施設を整備する場合は、本事業の目的に合致した適正な規模及び構造により整備を図ることとする。

また、施設の整備にあたり、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）に基づく確認又は農地法に基づく転用の許可等を必要とする場合は、事業実施主体は、関係法規の定めによることにより、当該許可等を得るものとする。
- 6 機械を導入する場合は、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画（以下「県農業機械導入計画」という。）で定める利用規模の下限等の基準を満たすこととする。

なお、県農業機械導入計画に利用規模の下限等の定めがない機械の導入及び同計画の下限等が

事業実施主体の利用形態にそぐわないものとなっている場合にあっては、機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な受益面積を記した「機械・施設規模決定計算書」を実施計画に添付し、判断することとする。

また、利用開始後 20 年以内の中古施設・機械・装置（税込 50 万円以上）の導入について、中古農業機械査定士等の第三者の証明等により、7 年以上にわたって継続して使用可能であることを条件に導入できるものとする。（中古ハウスリノベーション対策で取得する中古園芸用ハウス等は除く。）

7 機械の管理者及び作業従事者は、農業機械利用研修等を受講するなどして、高度な機械利用技術の習得に努めるものとする。

8 新規就農者育成対策における農業経営開始とは、主体的に農業経営を行っている状態「独立・自営就農であること」を指し、具体的には、以下の全ての要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を事業実施主体もしくは当該受益者が有している。
- ② 主要な機械・施設を事業実施主体もしくは当該受益者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を事業実施主体もしくは当該受益者の名義で出荷取引する。
- ④ 事業実施主体もしくは当該受益者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を同一の名義の通帳及び帳簿で管理する。

また、親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象とする。

なお、農業経営開始日の基準については、①～④の実態のうち、最も早い時期の取組開始日とする。

9 原則として、補助事業で導入する施設・機械等については保険等（施設においては国の共済制度又は、農業共済組合の建物共済等（天災等に対する補償を必須とする）、機械においては農業共済組合の農機具共済等（盗難保険及び天災等に対する補償を必須とする））に確実に加入することとし、当該施設・機械の処分制限期間において通年加入が継続されることとする。なお、附帯設備（ハウス内に固定する機械・設備等、炭酸ガス発生装置など）のみを補助事業で導入したハウス、長寿命化対策で整備したハウス、中古ハウスリノベーション対策で整備したハウス、既存ハウスを活用して大雨被害を受けない土地へ建て替えた園芸用ハウス、浸水防止壁及び排水ポンプ、60 万円（税込）未満の機械、茶防霜施設を除く。

ただし、上記保険等の加入要件を満たさない施設・機械等についても、民間の保険等へ加入するよう努めることとする。

また、農業者が組織する団体、農業協同組合及び佐賀県農業公社が事業実施主体となって、リース方式で農業者の園芸用ハウス等の整備を支援する場合は、借受者（農業者）が保険等に加入できることとする。

10 県の補助事業により初めて導入する機械・装置については、公的機関の試験データや圃場における実証データ等により合理的な結果が認められ、かつ費用対効果が明らかなものに限る。

- 11 事業実施主体は自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、営農を継続させたり、可能な限り短時間で営農を復旧させたりするための方法、手段等を「見える化」することで、自然災害等へ備えるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善に繋げるため、事業継続計画（BCP）等の積極的な策定に努めるものとする。

別表7-1 事業区分1、2、3における補助対象施設・機械等

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
1 ステップアップ経営者育成対策	①園芸用ハウス、育苗ハウス等	環境制御型耐候性ハウス（50m/s以上の風速（注1）に耐えることができる強度を有し、複合環境制御装置、自動カーテン装置、循環扇及びハウス内環境測定器を備えたもの。）／ガラス室ハウス／硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの）／井戸（基盤整備促進事業の対象とならないものに限る。）／その他特に必要な施設等
2 新規就農者育成対策		
3 経営基盤強化対策	②省力化機械・装置	いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／播種機／定植機／収穫機／乗用管理機／乗用草刈機／乗用摘採機／乗用中刈機／茶乗用型複合作業機／省力防除機械・装置（露地野菜・果樹で使用するドローン含む）／省力施肥灌水装置／省力灌水機械／環境感知警報機／低コストな園地改良／重量野菜等の圃場内自走式運搬車（キャタピラ式に限る。）／自走式肥料等散布機（樹園地内で使用するものに限る）／無人自律走行型草刈機／その他特に必要な機械・装置
	③高品質化機械・装置	根域制限栽培施設（埋め込み式含む）／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／果樹棚／V字ジョイント栽培施設／茶防霜施設／防風施設／防鳥ネット施設／換気扇／花粉自家採取に係る機械（花蕾採取機・採薬機・開薬機・花粉精選機等）／その他特に必要な機械・装置
	④省石油型機械・装置	多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な機械・装置
	⑤土作り用・病害虫低減機械・装置	堆肥散布機（マニュアルプレッタ）／稲わら等収集機（ロールペイラ、ハイペイラ）／剪定枝粉碎機／土壤消毒機／忌避灯／堆肥盤（簡易な屋根を含む）／排水対策用機械（補助もみ殻暗渠埋設機）／その他特に必要な機械・装置
	⑥選別・調整、加工用機械・装置	選別・調整機／包装機／保冷・貯蔵施設（みかん簡易貯蔵施設含む）／たまねぎ除湿乾燥システム／茶加工用機械・装置／その他特に必要な機械・装置
	⑦長寿命化対策	法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の部材の交換・補強／法定耐用年数が経過した園芸用等ハウスの移転／法定耐用年数が経過した茶の防霜施設のファン、自動制御装置等の交換・補強／法定耐用年数が経過した茶加工用機械・装置の部品の交換、補強、修理（蒸し機等の本体の交換は除く）
	⑧中古ハウスのリノベーション対策	中古園芸用ハウス等のリノベーション（取得・解体・再建・修繕・補強、附帯設備導入等）

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
	⑨園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等	有機栽培及び佐賀県特別栽培農産物（ただし、無化学合成農薬・無化学肥料に限る）用施設・機械／営農開始に必要な生産資材等（種苗／支柱／防草シート（ハウス外周分）／動力噴霧器／収穫台車 等）（事業実施年度に営農開始する新規就農者に限る。）／その他特に必要な機械・装置・資材等
	⑩大雨・大雪被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨被害防止対策 浸水防止壁／排水ポンプ／大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え ・大雪被害防止対策 園芸用ハウスの補強資材（タイバー、中柱、筋交い等）

注1) 対象品目でハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未滿とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。

注2) 養液栽培装置（品目が果樹の場合）、根域制限栽培施設、果樹棚については、露地果樹であるがこれらの施設及びこれらの施設が整備されている園地に整備する施設の受益面積は施設園芸として取り扱う。

注3) 露地栽培の佐賀果試35号において防風施設を整備する場合は、受益面積を3a以上とする。

注4) 防虫ネットは、園芸用ハウスと一体的に整備する場合は補助対象とする。また、この場合、3年以上利用可能な資材であること、かつ、網目の規格が、果樹は4mm以下、果樹以外は1mm以下であることとする。

注5) 堆肥盤（簡易な屋根を含む）については、上限事業費（税込）16,000円/㎡とし、これに補助率を乗じた額を上限補助金額とする。

別表7-2 事業区分4における補助対象施設・機械等

事業区分	施設・機械等区分	主たる対象施設・機械等の内容
4 園芸産地育成対策 (1) 園芸団地整備対策	①園芸用ハウス等、育苗ハウス	園芸団地に整備する以下のもの 環境制御型耐候性ハウス（50m/s以上の風速（注1）に耐えることができる強度を有し、複合環境制御装置、自動カーテン装置、循環扇及びハウス内環境測定器を備えたもの。）／ガラス室ハウス／硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの。）／井戸（基盤整備促進事業の対象とならないものに限る。）／その他特に必要な施設等
	②中古ハウ斯里ノベーション対策	中古園芸用ハウス等のリノベーション（取得・解体・再建・修繕・補強、附带設備導入等）
	③附带設備等	①又は②と一体的に整備する以下のもの ・省力化装置 いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／省力防除装置／省力施肥灌水装置／環境感知警報機／その他特に必要な装置 ・高品質化装置 根域制限栽培施設（埋め込み式含む。露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能。）／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／果樹棚（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／V字ジョイント栽培施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／防風施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／防鳥ネット施設（露地果樹の場合①又は②と一体的でなくても整備可能）／換気扇／その他特に必要な装置 ・省石油型装置 多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な装置
	④共同利用機械・施設等	・省力化機械 播種機／定植機／収穫機／乗用管理機／乗用草刈機／乗用摘採機／乗用中刈機／省力灌水機械／省力防除機械（露地野菜で使用するドローン含む） ・高品質化機械 採薬機・開薬機・花粉精選機 ・その他共同利用機械・施設等 トラクター／農機具格納庫／受電設備／保冷・貯蔵施設／その他特に必要な共同利用機械・施設等
(2) 効率的な露地野菜集出荷対策	⑤露地野菜集出荷システム	大型鉄コンテナ／運搬用機械（フォークリフト、ユニック車、トラクターリフトアタッチメント（リアリフト）等。ただし、車両の本体価格に限る。）／製氷機／たまねぎ乾燥システム／その他特に必要な機械・装置

- 注1) 対象品目でハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないように適切に管理すること。
- 注2) 養液栽培装置（品目が果樹の場合）、根域制限栽培施設、果樹棚については、露地果樹であるがこれらの施設及びこれらの施設が整備されている園地に整備する施設の受益面積は施設園芸として取り扱う。
- 注3) 防虫ネットは、園芸用ハウスと一体的に整備する場合は補助対象とする。また、この場合、3年以上利用可能な資材であること、かつ、網目の規格は、果樹は4mm 以下、果樹以外は1mm 以下であることとする。

別表8 補助対象外施設・機械・装置・資材等

区分	内容
1 農業生産や園芸生産を行う上で一般的に利用する機械・装置・施設等	<p>(1) トラック、トラクター（園芸団地整備対策を除く）、土壌の耕起等用機械（暗渠施工機、プラソイラ、ソイルクランプラ等）、肥料等散布機（ブロードキャスト、ライムソア等）、フォークリフト、耕耘機、カルチ、動力噴霧器、コンテナ、パレット、運搬ライン、高圧式受電設備（キュービクル）、分析用器具・試薬、収穫管理作業用器具類、作業・収穫台車、作業台、ダンボール梱包機・製函機、及び前述に準じる機械・装置・器具（ただし、効率的な露地野菜集出荷システムの整備に必要なユニック車、フォークリフト、鉄コンテナ、運搬ライン、作業台を除く。）</p> <p>(2) 灌水・防除用ノズル（いずれも省力灌水装置等の一部として一体的に整備する場合を除く。）</p> <p>(3) 乗用型ではない管理機、草刈機（無人自律走行型草刈機を除く。）</p> <p>(4) トラクターや管理機等のアタッチメント（収穫関連装置、マルチ張り機、土づくり関連（マニュアルプレッダ、ロールベイラ、ハイベイラ等）を除く。）</p> <p>(5) 運搬車（重量野菜等の圃場内自走式運搬車（キャタピラ式に限る。）を除く。）</p> <p>(6) 被覆資材、石油式暖房設備、燃油タンク、防油堤、電照装置、溶液タンク、ポンプ、貯水槽（いずれも園芸用ハウスと一体的に整備する場合、及び中古ハウスリノベーション対策で中古園芸用ハウス等と一体的に整備する場合を除く。また、井戸と一体的に整備するポンプ及び貯水槽、省力施肥灌水装置と一体的に整備するタンク、自動カーテン装置に係る被覆資材も除く。）</p> <p>(7) 園芸振興において政策的に特に必要な資材等、営農開始に必要な生産資材等、大雪被害防止対策に伴う園芸用ハウスの補強資材以外の資材等</p> <p>(8) 農業協同組合の共同利用施設</p>
2 その他	<p>(1) 機械等の保管や選別調整作業などを行うための建築物（建屋）</p> <p>(2) ハウスを設置するための基盤整備（果樹の施設栽培を目的として、園地基盤整備を実施する場合を除く。）、新たな圃場の開墾、井戸（基盤整備促進事業の補助対象外であり、園芸用ハウス等と一体的に整備する場合又は既存の水源の水質が悪化している等やむを得ない場合を除く）、水路、暗渠（低コストな園地改良の場合を除く。）、調整池、車両の進入路、土地の取得・借上げ等に要する経費</p> <p>(3) 受益者自らが施工する場合や受益者が施工業者等に雇用されて賃金が支払われた場合など、いわゆる受益者の労務費</p> <p>(4) 既存の機械・施設等を廃棄して、その代替として同種・同規模及び同効用の機械・施設等への更新に要する経費（中古ハウスリノベーション対策、5 a以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新、大雨被害防止対策に伴う園芸用ハウスの建て替えを除く。）</p> <p>(5) 耐用年数が経過した既存の機械・装置、及び施設等の修理・補強・機能強化に要する経費（長寿命化対策、中古ハウスリノベーション対策、5 a以上規模拡大を伴う園芸用ハウス・いちご高設栽培施設の更新、大雨被害防止対策に伴う園芸用ハウスの建て替えを除く。）</p> <p>(6) 既存施設、機械等の処分に要する経費</p>

別表9 長寿命化対策の実施基準

区分	内容
補助対象	<p>(1) 園芸用ハウス等（園芸用ハウス、育苗ハウス、果樹棚）の部材の交換・補強 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルムの被覆資材、ガラスの被覆資材の交換・補強に係るものとする。</p> <p>以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①別表8の区分1に定める機械・装置・資材等 ②消耗品（被覆資材（硬質プラスチックフィルムとガラスを除く。）、スプリング、ハウスバンド、パッカー等）</p> <p>(2) 園芸用ハウス等（園芸用ハウス、育苗ハウス、果樹棚）の移転 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した園芸用ハウス等の骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルムの被覆資材、ガラスの被覆資材の解体費、一部交換部品代、運賃、建方費とする。</p> <p>以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①別表8の区分1に定める機械・装置・資材等 ②消耗品（被覆資材（硬質プラスチックフィルムとガラスを除く。）、スプリング、ハウスバンド、パッカー等）</p> <p>(3) いちご高設栽培施設の部材の交換・補強 補助対象経費は、法定耐用年数が経過したいちご高設栽培施設の栽培槽、高設架台、及びそれらと一体不可分なものの交換・補強に係るものとする。</p> <p>以下の機械・装置並びに消耗品は対象としない。 ①局所施用ダクト、チューブ（CO₂、温度） ②消耗品（防草シート、マルチ（ベンチ上（定植用））、果実受け資材、玉出し用資材、高設培土等）</p> <p>(4) 茶防霜施設 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した茶の防霜施設のファン、自動制御装置等を交換・補強に係るとする。</p> <p>(5) 茶加工用機械・装置 補助対象経費は、法定耐用年数が経過した茶加工用機械・装置の部品の交換・補強、修理に係るものとし、蒸機や粗揉機などの本体の交換については対象としない。</p>
補助要件	<p>事業実施後は7年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。 なお、(3) いちご高設栽培施設の部材の交換・補強については、事業活用の有無を問わず、当該設備が整備されている園芸用ハウスについても事業実施後7年以上にわたって継続して使用可能である必要がある。</p>

区分	内容																				
上限事業費	<p>長寿命化対策にかかる上限事業費は以下のとおりとし、これに該当する補助率を乗じた上限補助金額の範囲内で補助金を算定するものとする。</p> <p>上限事業費（税込）</p> <table data-bbox="375 353 1165 716"> <tr> <td>(ア)ガラス室ハウス</td> <td>6,819 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(イ)硬質プラスチックハウス</td> <td>8,098 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(ウ)軽量鉄骨ハウス</td> <td>5,179 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(エ)連棟型パイプハウス</td> <td>2,816 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(オ)単棟型パイプハウス</td> <td>2,492 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(カ)降雨防止施設</td> <td>627 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(キ)果樹棚</td> <td>433 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(ク)いちご高設栽培施設</td> <td>2,569 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(ケ)茶防霜施設</td> <td>199 千円/10 a</td> </tr> <tr> <td>(コ)茶加工用機械・装置</td> <td>7,385 千円/1 機械・装置当たり</td> </tr> </table>	(ア)ガラス室ハウス	6,819 千円/10 a	(イ)硬質プラスチックハウス	8,098 千円/10 a	(ウ)軽量鉄骨ハウス	5,179 千円/10 a	(エ)連棟型パイプハウス	2,816 千円/10 a	(オ)単棟型パイプハウス	2,492 千円/10 a	(カ)降雨防止施設	627 千円/10 a	(キ)果樹棚	433 千円/10 a	(ク)いちご高設栽培施設	2,569 千円/10 a	(ケ)茶防霜施設	199 千円/10 a	(コ)茶加工用機械・装置	7,385 千円/1 機械・装置当たり
(ア)ガラス室ハウス	6,819 千円/10 a																				
(イ)硬質プラスチックハウス	8,098 千円/10 a																				
(ウ)軽量鉄骨ハウス	5,179 千円/10 a																				
(エ)連棟型パイプハウス	2,816 千円/10 a																				
(オ)単棟型パイプハウス	2,492 千円/10 a																				
(カ)降雨防止施設	627 千円/10 a																				
(キ)果樹棚	433 千円/10 a																				
(ク)いちご高設栽培施設	2,569 千円/10 a																				
(ケ)茶防霜施設	199 千円/10 a																				
(コ)茶加工用機械・装置	7,385 千円/1 機械・装置当たり																				

別表10 中古ハウスリノベーション対策の実施基準

区分	内容
補助対象	<p>中古園芸用ハウス等（中古園芸用ハウス、中古育苗ハウス、中古降雨防止施設、中古果樹棚）の取得・解体・再建・修繕・補強、附帯設備導入等</p> <p>補助対象経費は、以下の本体（<u>下線</u>）の導入、及び当該本体において必要となる附帯設備・機械・装置・資材等の導入・交換・補強に係るものとする。</p> <p>【本体】 ・中古園芸用ハウス等（<u>硬質プラスチックハウス／軽量鉄骨ハウス／パイプハウス／降雨防止施設／果樹棚／育苗ハウス（周年使用するもの、又はベンチとセットであるもの）</u>）※中古園芸用ハウス等に附帯する中古設備・機械・装置・資材を含む</p> <p>【設備・機械・装置・資材】 ・骨材・部材等（骨材・部材・消耗品（スプリング、ハウスバンド、パッカー、被覆資材を含む）、及びハウス等に附帯する中古設備・機械・装置・資材の交換・補強）／重油式等暖房装置・燃油タンク・防油堤／電照装置／いちご高設栽培施設／複合環境制御装置／自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）／養液栽培装置／省力施肥灌水装置／環境感知警報機／光合成促進装置／細霧冷房装置／施設全面開放装置／換気扇／多層被覆装置／排熱回収装置／循環扇／ヒートポンプ／その他特に必要な機械・装置</p>
補助要件	<p>(1) 中古園芸用ハウス等の取得により、作付面積が拡大すること。 ただし、新規就農者育成対策に取り組む事業実施主体及び知事が特に必要と認める事業実施主体に限り、取得済みの中古園芸用ハウスについても補助対象とする。</p> <p>(2) 園芸団地整備対策の場合、園芸団地における作付面積及び受益者の作付面積が拡大すること。</p> <p>(3) ハウス新設に比べて低コストであること。</p> <p>(4) 耐用年数が経過している中古園芸用ハウス等については、事業実施後7年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。耐用年数が経過していない中古園芸用ハウス等については、耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が7年以上であれば事業実施後残存年数以上、残存年数が7年以内であれば事業実施後7年以上にわたって、継続して使用可能であることが確認できること。</p> <p>(5) 中古園芸用ハウスの持ち主と事業実施主体の受益者の全てが3親等内の親族ではないこと。</p>
上限事業費	<p>中古園芸用ハウス等の取得にかかる上限事業費は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 耐用年数が経過していない中古園芸用ハウス等の場合 残存簿価又はハウスメーカー等の第三者の査定額のいずれか低い額</p> <p>(2) 耐用年数が経過している中古園芸用ハウス等の場合 ハウスメーカー等の第三者の査定額</p>

別表 11 大雨・大雪防止対策の実施基準

区分	内容
補助対象	<p>(1) 浸水防止壁、排水ポンプ 補助対象経費は、大雨による浸水被害を受ける可能性がある園芸用ハウスに対し、浸水防止壁、排水ポンプを整備に係るものとする。 排水ポンプについては、稼働に必須である場合に限り、適正な規模の集水桝等も補助対象とする。ただし、ポンプ稼働に必須ではない場合は、通常の基盤整備とみなし補助対象外とする。</p> <p>(2) 大雨被害を受けない土地への園芸用ハウスの建て替え 補助対象経費は、大雨による浸水被害を受ける可能性がある園芸用ハウス及びその附帯設備について浸水被害を受けない土地への建て替えに係るものとする。</p> <p>ア 既存ハウスを活用する場合 既存ハウスの解体・運搬費も補助対象とする。 耐用年数が経過している園芸用ハウスの場合は、移転後7年以上にわたって継続して使用可能であることが確認できること。 耐用年数が経過していない園芸用ハウスの場合は、耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が7年以上であれば移転後残存年数以上、残存年数が7年以内であれば移転後7年以上にわたって、継続して使用可能であることが確認できること。 上記期間継続して使用可能とするために必要な園芸用ハウスの骨格部材、骨格部材と一体的となっている自動谷換気装置・自動サイド巻き上げ装置・施設全面開放装置・換気扇、硬質プラスチックフィルム（硬質プラスチックハウスの場合）、ガラス（ガラス室ハウスの場合の被覆資材としてのガラス）の交換・補強等も補助対象とする。</p> <p>イ 既存ハウスを活用しない場合 補助対象経費は既存ハウスの解体費及び別表7-1の①における園芸用ハウス等を整備に係るものと同様とする。 耐用年数は新設ハウスと同様とする。</p> <p>(3) 大雪被害防止にかかる園芸用ハウスの補強資材 補助対象経費は、大雪による被害を受ける可能性がある園芸用ハウスの雪害対策に係る補強資材（タイバー、中柱、筋交い等）を購入するものとする。</p>

(別記様式1号) 第4の3

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施計画の(変更)承認申請について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて(変更)申請します。

(変更の理由)

- ① 添付資料は次のとおりとする
 - ・事業実施計画総括表(別紙A)
 - ・事業実施計画書(別紙B-1又は別紙B-2)
- ② 事業実施計画の承認申請を行う場合は、(変更)、(変更の理由)を消去すること
- ③ 事業実施計画の変更承認申請を行う場合は、(変更)の()を消去し、変更の理由を記入すること

番
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の補助金交付決定前着手届

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着手する事業実施主体については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として入札や3者以上による見積合わせを実施して業者を決定すること。

【別添】

事業実施主体名	品目名	事業内容	事業量	総事業費 (円)	着手 予定日	完了 予定日	理由

(別記様式3号) 第8の1

番
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〇〇市(町)長 氏名

〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業の事業実施状況について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の1 (2) 規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 〇〇 年度さが園芸 888 整備支援事業実施状況報告書総括表(別紙G)
及び実施状況報告書(別紙H)を添付すること。

(別記様式4号) 第8の2

番
○○ 年 月 日

佐賀県知事 様

○○市(町)長 氏名

○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業の事業評価報告について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の2(2)規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 ○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業評価報告書総括表(別紙G)
及び評価報告書(別紙H)を添付すること。

(別記様式5号) 第8の2

番
○○ 年 月 日

佐賀県知事 様

○○市(町)長 氏名

○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業の改善状況報告について

さが園芸 888 整備支援事業実施要領第8の2の(4)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類 ○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業改善状況報告書総括表(別紙G)
及び改善状況報告書(別紙H)を添付すること。

〇〇 年度 さが園芸888整備支援事業 実施計画総括表

市町名															
整理番号	事業実施主体名	事業区分	市町長特認の場合のタイプ	品目名	事業内容	事業量	受益		総事業費(円)	補助対象事業費(円)	負担区分(円)			備考	
							戸数(戸)	面積(a)			県費補助金	市町費	その他	1	2
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
									0						
計									0		0	0	0		

- 注1) 各事業実施主体の実施計画書(別紙B-1又はB-2)に基づき記入すること。
- 注2) 「整理番号」は、市町が事業計画書(別紙B-1又はB-2)に記載した整理番号を転記すること。
- 注3) 「事業区分」は、「ステップアップ経営者育成対策」の場合は「ステップアップ」を、「新規就農者育成対策」の場合は「新規就農者」を、「経営基盤強化対策」の場合は「経営基盤」を、「園芸団地整備対策」の場合は「園芸団地」と、「効率的な露地野菜集出荷対策」の場合は「効率的集出荷」を選択すること。
- 注4) 事業区分ごとに分けて金額を記入すること。ただし、同一事業区分内であっても補助率が異なる場合は、補助率毎に行を分けて金額を入力すること。
- 注5) 「事業内容」は、実施要領別表7-1、7-2を参照して記入すること。
- 注6) 「備考1」は、事業内容が「さが園芸888整備支援事業費補助金交付要綱」の別表「補助率及び補助金上限額」に掲げる「間接補助事業費の1/3以内」に該当する場合は「1/3」、「間接補助事業費の1/2以内」に該当する場合は「1/2」、「間接補助事業費の1/3/20以内」に該当する場合は「1/3/20」を選択すること。ただし、事業区分3(経営基盤強化対策)において中山間地域等に該当する場合は「1/2(中山間)」を選択すること。
また、「新規就農者育成対策」のうち「早急に整備が必要と特に知事が認める場合」は「7/10」と記入すること。
- 注7) 「備考2」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 注8) 電源立地地域対策交付金を活用して事業に取り組む場合は「備考2」に【電源立地】と記入すること。
また、果樹経営支援対策事業(国庫)を活用して「根域制限栽培施設」「V字ジョイント栽培施設」整備に取り組む場合は「備考2」に【果樹経】と記入すること。

別紙B-1

当初/変更	
-------	--

令和 年度 さが園芸888整備支援事業 実施(変更)計画書 (2戸以上事業実施主体 総括表)

市町名		品目名		代表者	職名		園芸産地 888計画	策定主体名		策定・見直し(予定)年月日	
整理番号		事業実施主体名			氏名						

1. 事業の目的(変更の理由)

--

2. 成果目標

事業区分	成果目標	現状値(令和 年度)		目標値(令和 年度)		数値目標の根拠・検証方法

※成果目標(A)又は(B)を選択した場合は、ステップアップ計画書(別紙C)を添付すること。

3. 事業総括表

受益者名	総事業費 (円)	事業費の内訳				消費税の 課税区分	備考
		補助対象事業費	県費補助金	市町費	その他		
合計							

※備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※受益者毎に事業費を記入してください。ただし、共同利用する機械等については、この限りではありません。

4. 事業内容

別添(2戸以上事業実施主体 個人票)のとおり

5. 共同性の確保

共同作業等の内容(農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合に、2つ以上にチェックを入れる)	
<input type="checkbox"/>	補助事業で導入した施設・機械・装置等の共同施工、設置
<input type="checkbox"/>	共同作業(1つ以上共同作業を選択し、右の()に記載すること) ()
<input type="checkbox"/>	栽培管理現地確認会や研修会の開催
<input type="checkbox"/>	施設、装置、資材等の維持管理や栽培管理に必要な資材等の共同購入

6. 添付書類

- ・ 概算設計書、見積書、代行施行料計算書等、事業費の積算根拠となる資料
- ・ 施設等設置場所周辺図（参考様式1）
- ・ 施設、機械等の管理運営規程（参考様式2）
- ・ 誓約書（別紙D）
- ・ 種苗法に関する誓約書（別紙E）※1）受益者毎に作成すること ※2）農業協同組合（農業者にリース方式で支援する場合、又は農作業受託者にレンタル方式で支援する場合を除く）が事業実施主体の場合、提出不要
- ・ 組合規約（農事組合法人等の場合は定款）
- ・ ステップアップ経営者育成対策において成果目標（A）又は（B）を選択した場合： ステップアップ計画書（別紙C）※受益者毎に作成すること
- ・ 施設又は事業量が面積の装置を整備する場合： 求積表、設計図、図面
- ・ 機械を整備する場合： カタログ、写真等
- ・ 品目たまねぎで機械を導入する場合： たまねぎ整理合理化計画・機械化体系整理表（整理表は収穫機の場合）
- ・ 當農開始に必要な生産資材等を導入する場合： 當農開始に必要な資材等一覧表（参考様式7）
- ・ 総事業費が20,000千円（新規就農者育成対策の場合10,000千円）以上となる場合、観光農園用の施設等を整備する場合、長寿命化対策で面積が縮小される場合等： 収支計画書
- ・ 別記1の6のなお書きに該当する場合、育苗ハウスや管理室等を整備する場合等： 機械・施設規模決定計算書
- ・ 県内において導入実績がほとんどない機械・装置等の場合： 機種選定根拠資料
- ・ 長寿命化対策に取り組む場合： 耐用年数が経過したことがわかる資料、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、長寿命化対策上限事業費計算書（参考様式3）
- ・ 中古ハウ斯里ノベーション対策に取り組む場合： 中古園芸用ハウス等の経過年数がわかる資料（又は耐用年数が経過していることがわかる資料）、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、中古園芸用ハウス等の持ち主と事業実施主体の受益者全てが3親等内の親族ではない旨の誓約書（任意の様式）
- ・ 大雨・大雪被害防止対策に取り組む場合： 大雨・大雪の被害を受ける可能性があることが確認できる資料、園芸用ハウス等の建て替え先が大雨による被害を受ける可能性が極めて低いことが確認できる資料、既存の園芸用ハウスの経過年数が確認できる資料、事業実施後7年（又は耐用年数から経過年数を差し引いた残存年数）以上利用可能であることが確認できる資料
- ・ 別記1の9に規定する施設・機械等を整備する場合： 国の共済制度又は農業共済組合の保険等への加入に関する誓約書（別紙F）
- ・ 有機農産物に取り組む場合： 有機農産物認定書（見込まれる者は認定申請書案）の写し
- ・ 佐賀県特別栽培農産物の認定が見込まれる者の場合： 認定申請書案の写し
- ・ 別表2の事業主体のうち（1）の場合： 就農時期に関する市町長からの確認書
- ・ 別表3の事業実施主体のうち（2）、又は（3）のうち農作業受託者にレンタル方式で支援する場合： 農作業受託計画書（参考様式5）
- ・ 根域制限栽培施設又はV字ジョイント栽培施設整備に取り組む事業実施主体で、果樹経営支援対策事業（国庫）の対象となる場合： 佐賀県園芸農業振興基金協会業務方法書 別記様式1号、補助対象事業費計算書（参考様式4）
- ・ 園芸団地整備対策に取り組む場合： 市町又は地域園芸団地運営協議会が策定する園芸団地構想
- ・ 効率的な露地野菜集出荷対策に取り組む場合： 集出荷システム整備計画（参考様式6）
- ・ その他必要な資料

別添

当初/変更	
-------	--

令和 年度 さが園芸888整備支援事業 実施(変更)計画書 (2戸以上事業実施主体 個人票)

市町名		整理番号	- 1	事業実施主体名	
-----	--	------	-----	---------	--

1. 受益者概要

受益者名	園芸産地 888計画	策定主体名	策定・見直し(予定)年月日	消費税の課税区分

認定(予定)年月日 (認定農業者・認定新規就農者のみ)	経営開始年月日 (新規就農者のみ)

2. 成果目標

事業区分	成果目標	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)

※成果目標(A)又は(B)を選択した場合は、ステップアップ計画書(別紙C)を添付すること。

3. 事業内容

取組品目名	作付面積		GAP等の取組	中山間
	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)		
	a	a		

※「GAP等の取組」欄は、実施要領別表6から受益者が取り組むGAP等の種類を選択すること。

※「中山間」欄は、受益地がチャレンジ中山間かつ中山間地域等に該当する場合には、○を記入すること。

事業内容	事業量	受益面積 (a)	補助率	総事業費			補助対象事業費	補助金		その他	施行方法	竣工(予定) 年月	補助残融資	担保	備考
				税抜	消費税	計		県費	市町費						
						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
合計				0	0	0	0	0	0	0					

※ 事業区分の補助率毎に行を分けて額を記入すること。

※ 果樹経営対策事業を活用する場合は、補助率の後ろに(果樹経)がある補助率を選択すること。

※ 補助残について融資を受ける予定の場合には、「補助残融資」欄に融資名、金額、借入予定時期を記入し、金融機関への相談状況等がわかる書類を添付すること。

※ 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合、「担保」欄に○を記入すること。

※ 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※ 複数人で共同利用する機械等については、事業内容の後に(共同)を入れること。一つの事業実施主体内で複数台の共同利用機械等を導入する場合は、機械等1台ごとに(共同1)、(共同2)と区別できるよう記入すること。

また、「事業量」から「竣工(予定)年月日」については、共同利用をする者のうち1名のみ記載し、それ以外の者は、事業内容と備考欄のみ記入すること。

当初/変更

令和 年度 さが園芸888整備支援事業 実施(変更)計画書 (1戸)

市町名	品目名	園芸産地 888計画	策定主体名	策定・見直し(予定)年月日	事業 区分
整理番号	事業実施主体名				

1. 受益者概要

事業実施主体の区分	市町長特認理由(経営基盤強化対策に1戸で取り組む場合のみ)	消費税の課税区分

認定(予定)年月日 (認定農業者・認定新規就農者のみ)	経営開始年月日 (新規就農者のみ)

2. 事業の目的

事業の目的(変更の理由)

3. 成果目標

事業区分	成果目標	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)	数値目標の根拠・検証方法

※成果目標(A)又は(B)を選択した場合は、ステップアップ計画書(別紙C)を添付すること。

4. 事業内容

取組品目名	作付面積		GAP等の取組	中山間
	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)		
	a	a		

※「GAP等の取組」欄は、実施要領別表6から受益者が取り組むGAP等の種類を選択すること。
 ※「中山間」欄は、受益地がチャレンジ中山間かつ中山間地域等に該当する場合には、○を記入すること。

事業内容	事業量	受益面積 (a)	補助率	総事業費			補助対象事業費	補助金		その他	施行方法	竣工(予定) 年月	補助残融資	担保	備考
				合計				県費補助金	市町費						
				税抜	消費税	計									
						0			0						
						0			0						
						0			0						
						0			0						
						0			0						
						0			0						
合計				0	0	0	0	0	0	0					

※ 事業区分の補助率毎に行を分けて額を記入すること。
 ※ 果樹経営対策事業を活用する場合は、補助率の後ろに(果樹経)がある補助率を選択すること。
 ※ 補助残について融資を受ける予定の場合には、「補助残融資」欄に融資名、金額、借入予定時期を記入し、金融機関への相談状況等がわかる書類を添付すること。
 ※ 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合、「担保」欄に○を記入すること。
 ※ 「備考」欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 添付書類

- ・ 概算設計書、見積書等、代行旅行料計算書等、事業費の積算根拠となる資料
- ・ 施設等設置場所周辺図（参考様式1）
- ・ 施設、機械等の管理運営規程（参考様式2）
- ・ 誓約書（別紙D）
- ・ 種苗法に関する誓約書（別紙E） ※農業協同組合（農業者にリース方式で支援する場合、又は農作業受託者にレンタル方式で支援する場合を除く）が事業実施主体の場合、提出不要
- ・ ステップアップ経営者育成対策において成果目標（A）又は（B）を選択した場合： ステップアップ計画書（別紙C）※受益者毎に作成すること
- ・ 施設又は事業量が面積の装置を整備する場合： 見積表、設計図、図面
- ・ 機械を整備する場合： カタログ、写真等
- ・ 品目たまねぎで機械を導入する場合： たまねぎ整理合理化計画・機械化体系整理表（整理表は収穫機の場合）
- ・ 営農開始に必要な生産資材等を導入する場合： 営農開始に必要な資材等一覧表（参考様式7）
- ・ 総事業費が20,000千円（新規就農者育成対策の場合10,000千円）以上となる場合、観光農園用の施設等を整備する場合、長寿命化対策で面積が縮小される場合等： 収支計画書
- ・ 別記1の6のなお書きに該当する場合、育苗ハウスや管理室等を整備する場合等： 機械・施設規模決定計算書
- ・ 県内において導入実績がほとんどない機械・装置等の場合： 機種選定根拠資料
- ・ 長寿命化対策に取り組む場合： 耐用年数が経過したことがわかる資料、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、長寿命化対策上限事業費計算書（参考様式3）
- ・ 中古ハウ斯里ノベーション対策に取り組む場合： 中古園芸用ハウス等の経過年数がわかる資料（又は耐用年数が経過していることがわかる資料）、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、中古園芸用ハウス等の持ち主と事業実施主体の受益者全てが3親等内の親族ではない旨の誓約書
- ・ 大雨・大雪被害防止対策に取り組む場合： 大雨・大雪の被害を受ける可能性があることが確認できる資料、園芸用ハウス等の建て替え先が大雨による被害を受ける可能性が極めて低いことが確認できる資料、既存の園芸用ハウスの経過年数が確認できる資料、事業実施後7年（又は耐用年数から経過年数を差し引いた残存年数）以上利用可能であることが確認できる資料
- ・ 別記1の9に規定する施設・機械等を整備する場合： 国の共済制度又は農業共済組合の保険等への加入に関する誓約書（別紙F）
- ・ 有機農産物に取り組む場合： 有機農産物認定書（見込まれる者は認定申請書案）の写し
- ・ 佐賀県特別栽培農産物の認定が見込まれる者の場合： 認定申請書案の写し
- ・ 別表2の事業主体のうち（1）の場合： 就農時期に関する市町長からの確認書
- ・ 別表3の事業実施主体のうち（2）、又は（3）のうち農作業受託者にレンタル方式で支援する場合： 農作業受託計画書（参考様式5）
- ・ 別表3の事業実施主体のうち（4）の（工）の場合： 新規雇用による延べ年200人日以上の雇用計画書
- ・ 別表3の事業実施主体のうち（4）の（オ）の場合： 進出市町と締結した協定書等の写し、新規地元雇用者等の雇用計画書、新規就農者等の研修計画
- ・ 根域制限栽培施設又はV字ジョイント栽培施設整備に取り組む事業実施主体で、果樹経営支援対策事業（国庫）の対象となる場合： 佐賀県園芸農業振興基金協会業務方法書 別記様式1号、補助対象事業費計算書（参考様式4）
- ・ 園芸団地整備対策に取り組む場合： 市町又は地域園芸団地運営協議会が策定する園芸団地構想
- ・ 効率的な露地野菜集出荷対策に取り組む場合： 集出荷システム整備計画（参考様式6）
- ・ その他必要な資料

別紙C

ステップアップ計画書（ステップアップ実施状況報告書兼事業評価報告書）

受益者名		品目	
------	--	----	--

(A) 各経営体における佐賀さいこうモデルへのステップアップ

【現状値】

品目名	令和 年（直近年）		令和 年（2年前）		令和 年（3年前）		直近3か年平均
	作付面積（㎡）	販売額（円）	作付面積（㎡）	販売額（円）	作付面積（㎡）	販売額（円）	販売額（円）
受益品目							
上記以外の園芸品目							
合計							

【目標値】

品目名	現状値		目標値	
	作付面積（㎡）	販売額（円）	作付面積（㎡）	販売額（円）
受益品目				
上記以外の園芸品目				
合計				

※ 受益品目の作付面積の1.2倍以上の増加を要因として販売額1億円以上が達成されること。

成果目標の根拠・検証方法	
--------------	--

※ 園芸品目にかかる販売額、作付面積がわかる資料（青色申告決算書の写し等）を添付すること。

【実績】（実施状況報告書兼事業評価報告書、改善状況報告書に添付の際に記入）

品目名	事業実施年度		2年目		3年目（目標年度）	
	作付面積（㎡）	販売額（円）	作付面積（㎡）	販売額（円）	作付面積（㎡）	販売額（円）
受益品目						
上記以外の園芸品目						
合計						
達成率						

(B) 各経営体における作付面積の拡大 (1.5倍以上)

【現状値・目標値】

品目名	作付面積 (㎡)	
	現状	目標
受益品目		
上記以外の園芸品目		
合計		

成果目標の根拠・検証方法	
--------------	--

※ 園芸品目にかかる作付面積がわかる資料（青色申告決算書の写し等）を添付すること。

【実績】（実施状況報告書兼事業評価報告書、改善状況報告書に添付の際に記入）

品目名	作付面積 (㎡)		
	事業実施年度	2年目	3年目 (目標年度)
受益品目			
上記以外の園芸品目			
合計			
達成率			

※ 選択していない成果目標にかかる記入欄は削除して提出してください。

(別紙D)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団 体 名

代表者職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、さが園芸 888 整備支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙E)

佐賀県知事 様
(市町長経由)

種苗法に関する誓約書

私は、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。

記

- 他人の畑から苗や穂木を無断で採取しません。
- 育成者権者に無断で苗の増殖や高接をしません。
- 無断で増殖した苗や穂木を第三者に譲渡しません。
- 無断で増殖した苗や穂木を第三者から譲受しません
- 佐賀県登録品種について、育成者権者に無断で第三者に譲渡しません。
- 生産地域が県内に制限されている品種については、県外で生産しません。
- 県内で生産が認められていない他県の登録品種については、育成者権者に無断で苗や穂木の譲受や栽培をしません。
- 第三者による苗や穂木の盗難を防止するため、圃場を厳重に管理するとともに、収穫が終了した苗や果樹のせん定枝は適切に処分（焼却・粉碎）します。
- 種苗法や県育成品種の許諾方針に違反すると思われる行為を発見した場合は県に通報します。
- 種苗法違反を犯した場合の罰則を理解しています。

(参考) 種苗法違反の罰則

- ・ 10年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金（法人は3億円）
- ・ 当該品種の生産・販売の差し止め（樹木の伐採、果実の処分など）
- ・ 無断利用によって育成者が被った損害の賠償

〇〇 年 月 日

事業実施主体名 _____

受益農家氏名 (※) _____

※) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

(別紙F)

年 月 日

佐賀県知事 様
(市町長経由)

住 所
事業実施主体名
代表者職名・氏名(※1)

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

私は、施設・機械の引き渡し又は納品後速やかに、保険等(※2)に加入することを誓約します。

記

1 施設・機械の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度 ○○ 年度さが園芸 888 整備支援事業
- (2) 施設・機械の名称、構造及び規格、規模等
- (3) 施設・機械の所在地

2 加入を予定している保険等の概要

- (1) 保険等名

※1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

※2) 施設においては国の共済制度又は農業共済組合の建物共済等(天災等に対する補償を必須とする)、機械においては農業共済組合の農機具共済等(盗難保険及び天災等に対する補償を必須とする)とする。

さが園芸888整備支援事業 実施状況報告書兼評価報告書(改善状況報告書)総括表(〇〇年度実施分 報告年度〇〇年度)

市町名													
整理 番号	事業区分	事業実施主体名	事業内容	総事業費(円)		事業実施後の状況及び事業の効果等							市町の指導方針
				うち県費	利用率	作付面積 達成率	成果目標 達成率	GAP等の 取組	共同作業	企業参入 (研修生受入)	園芸産地 888計画		

注1) 各事業実施主体の実施状況報告書兼評価報告書(別紙H)に基づき記入すること。
 注2) 「整理番号」は、実施計画総括表(別紙A)に記載した「整理番号」と連動させること。
 注3) 「市町の指導方針」は、目標等で達成できていない項目がある場合に記入すること。
 注4) 「共同作業」は、実施されている場合○を記載すること。
 注5) 「企業参入(研修生受入)」は該当する事業実施主体について○、×を記載すること。
 注6) 「園芸産地888計画」は、位置づけられている場合、もしくは策定している場合は○を記載すること。
 注7) 改善状況報告書の場合は、目標年度に成果目標を達成していない事業実施主体のみ記入し、提出すること。

(別紙H)

さが園芸888整備支援事業 実施状況報告書兼評価報告書(改善状況報告書)(〇〇年度実施分 報告年度〇〇年度)

市町名		整理番号		事業実施主体名(代表者名)		事業区分		品目名	
-----	--	------	--	---------------	--	------	--	-----	--

1 事業の実施状況

事業内容	事業量	受益		総事業費	負担区分			備考
		戸数	面積		県費補助金	市町費	その他	
		戸	a	円	円	円	円	

注1) 記入については、実績報告書から転記すること。

事業区分	成果目標

※成果目標(A)又は(B)の場合は、別紙Cを添付すること。

2 事業実施後の状況及び事業の達成率等

区分	整備した施設・機械等の利用率	対象作物の作付面積(a)				成果目標				GAP等の取組		共同作業		企業参入(研修生受入)		園芸産地888計画 策定・見直し時期	保険等の 加入	
		現状	目標	実績	達成率	現状	目標	実績	達成率	GAP等の種類	取組状況	取組内容	実施時期	受入	開始時期			
事業実施年度	〇〇%																	
令和〇年度	(〇〇/〇〇)																	
2年目	〇〇%																	
#VALUE!	(〇〇/〇〇)																	
3年目(目標年度)	〇〇%																	
#VALUE!	(〇〇/〇〇)																	

注1) 「目標年度」は、実施計画書の内容と整合性を図ること。

注2) 「整備した施設・機械等の利用率」は、整備した施設・機械ごとに記入すること。必要に応じて行を追加すること。

注3) 「GAP等の取組」は、実施要領別表6の中から受益者が取り組んだGAPの種類を記載し、実施した場合は、「取組状況」の欄に○を付けること。

なお、佐賀県GAPに取り組んだ場合は、「取組状況」の欄に県GAPにおける取組ステップ(10段階)を記載すること。

注4) 「企業参入」について、該当する事業実施主体で受け入れている場合は「受入」欄に○を付け、開始時期を合わせて記載すること。

注5) 「園芸産地888計画」について、事業実施前に既に位置づけられている場合及び策定済の場合は○を、実施年度中に位置づけられている場合及び策定・見直しした場合は策定・見直し時期を記載すること。

注6) 「保険等の加入」について、補助事業で導入した施設・機械が保険等に加入済みの場合は○を付けること(ただし、別記1の9に規定する施設・機械等に限る)。

注7) 成果目標が複数ある場合は、適宜行を追加してください。

3 目標達成に向けた事業実施主体での取組内容等

取組項目	具体的内容	取組時期	改善方策等

注1) 2. 事業実施後の状況及び事業の効果等が達成されていない場合にのみ記載すること。

4 その他(添付資料)

業者に事業費の支払いを行った期日が確認できる通帳の写し等(初回の実施状況報告の場合のみ)

別紙C(成果目標が(A)又は(B)の場合)

(参考様式1)

さが園芸888整備支援事業 施設等設置場所周辺図

番号	受益農家氏名	事業内容	事業量	設置場所
1	〇〇 〇〇	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地
2	△△ △△	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地
3	□□ □□	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地

① 旧市町程度の範囲の地図(設置する場所を明記)

番号	受益農家氏名	事業内容	事業量	設置場所
1	〇〇 〇〇	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地

② 拡大した地図(農地の形や整備する施設の形等が分かる地図)

番号	受益農家氏名	事業内容	事業量	設置場所
2	△△ △△	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地

② 拡大した地図(農地の形や整備する施設の形等が分かる地図)

番号	受益農家氏名	事業内容	事業量	設置場所
3	□□ □□	パイプハウス	〇〇㎡	〇〇市〇〇町大字〇〇〇〇番地

② 拡大した地図(農地の形や整備する施設の形等が分かる地図)

(参考様式2)

〇〇組合 施設・機械等管理運営規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、〇〇組合（以下「事業主体」という。）が令和〇年度さが園芸 888 整備支援事業により導入した農業施設・機械等（以下「施設・機械等」という。）の有効且つ適切な管理運営を図ることで、経営の安定と向上を目的とする。

(施設の内容及び設置場所)

第2条 事業により導入した施設・機械等の内容及び設置（保管）場所は、次のとおりとする。

氏名	施設・機械等の内容 (名称・規格)	数量 (面積・台数等)	設置又は使用等の場所 (機械の場合は保管場所)

(施設・機械等の管理)

第3条 施設・機械等の管理責任者は組合長とする。

(管理業務)

第4条 管理責任者は、善良なる管理のもとに施設・機械等の保全等に万全を期する。

(事故等の報告)

第5条 施設・機械等に不慮の事故等が発生した場合は、その旨を関係機関へ速やかに報告し、指示のもと事後処置を行うものとする。

(諸帳簿の整備)

第6条 事業主体は、施設・機械等の適切な管理運営を図るため、次の帳簿を整備するものとする。

- (1) 財産管理台帳
- (2) 作業日誌
- (3) その他管理運営に必要な書類

(その他)

第7条 その他円滑な管理運営を行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議のうえ決定する。

附 則

この規程の改廃は、総会にて行う。

この規程は、 年 月 日（施設又は機械の取得日）から施行する。

(参考様式3)

長寿命化対策における上限事業費計算書

事業実施主体名	
---------	--

	受益農家名	施設等の種類・構造	10aあたりの 上限事業費 (円)	事業量 (㎡)	事業量あたりの 上限事業費 (円)	事業費 (円)	対象事業費 (円)
1			#N/A		#N/A		#N/A
2			#N/A		#N/A		#N/A
3			#N/A		#N/A		#N/A
4			#N/A		#N/A		#N/A
5			#N/A		#N/A		#N/A
6			#N/A		#N/A		#N/A
7			#N/A		#N/A		#N/A
8			#N/A		#N/A		#N/A
9			#N/A		#N/A		#N/A
10			#N/A		#N/A		#N/A
合計						0	#N/A

(参考様式4)

根域制限栽培の補助金額計算様式 (果樹経営支援対策事業を活用する場合)

自動計算
プルダウン
記入欄

事業量 (a)	事業費		課税区分	補助対象経費 (間接補助事業費)	県補助率	市補助率	間接補助事業費から 除外する額
	計	(税抜き) (消費税)					
	0			FALSE			FALSE 万円/10a

間接補助事業費から FALSE 万円/10aを除いた額の FALSE 以内

間接補助事業費		FALSE	円
間接補助事業費から果樹経相当額を除いた額			0 円 (ア)
県費	(ア) の 0 以内		0 円 ①
市費	(ア) の1/10以上		0 円 以上
その他			0 円

対象経費 0.0 万円の FALSE 以内

県費	対象経費の	FALSE	以内	0 円 ②
----	-------	-------	----	-------

県費： ①と②のいずれか低い額 0 円

総事業費			補助対象事業費	補助金		その他
税抜き	消費税	計		県費補助金	市町補助金	
0	0	0	FALSE	0	0	0

(参考様式4)

V字ジョイント栽培の補助金額計算様式 (果樹経営支援対策事業を活用する場合)

自動計算
プルダウン
記入欄

事業量 (a)	事業費			課税区分	補助対象経費 (間接補助事業費)	県補助率	市補助率	間接補助事業費から 除外する額
	計	(税抜き)	(消費税)					
	0				FALSE			FALSE 万円/10a

間接補助事業費から FALSE 万円/10aを除いた額の FALSE 以内

間接補助事業費	FALSE	円
間接補助事業費から果樹経相当額を除いた額		0 円 (ア)
県費	(ア) の 0 以内	0 円 ①
市費	(ア) の1/10以上	0 円 以上
その他		0 円

対象経費 0.0 万円の FALSE 以内

県費	対象経費の	FALSE 以内	0 円
----	-------	----------	-----

県費： ①と②のいずれか低い額 0 円

総事業費			補助対象事業費	補助金		その他
税抜き	消費税	計		県費補助金	市町補助金	
0	0	0	FALSE	0		0

(参考様式5)

農作業受託計画

事業名：令和 年度さが園芸888整備支援事業

事業実施主体名：

機械名：

受託面積一覧

番号	氏名	地区名	受託面積(a)	備考
1			0	
2			0	
3			0	
4			0	
5			0	
6			0	
7			0	
8			0	
9			0	
10			0	
合計面積			0	

注1) 受託面積一覧の記載に当たっては、申請や依頼を元に記載することとし、本人の了承を得ること

注2) 機械ごとに受託面積が分かるよう記載すること

(参考様式6)

露地野菜集出荷システム整備計画

令和 年 月
事業実施主体〇〇

1 集出荷システム導入の目的・取組を実施する産地の範囲

〇〇市、〇〇市（品目名〇〇、〇h a）

当地域は〇〇生産を主体とし発展してきた地域で、〇〇は〇〇市の主力品目となっている。しかし、高齢化による生産構造の変化や近年の労働力不足により、今後産地の縮小が懸念されている。（産地計画で分析）そこで、鉄コンを主体とした流通体系を導入することで、農家の労力軽減により1戸当たりの作付面積の拡大を図り、産地の拡大を目指す。

2 集出荷システムの整備候補地の概要

（1）候補地名：

J A〇〇エリア 〇〇倉庫（〇〇市）

（2）農用地面積（田、畑など）：

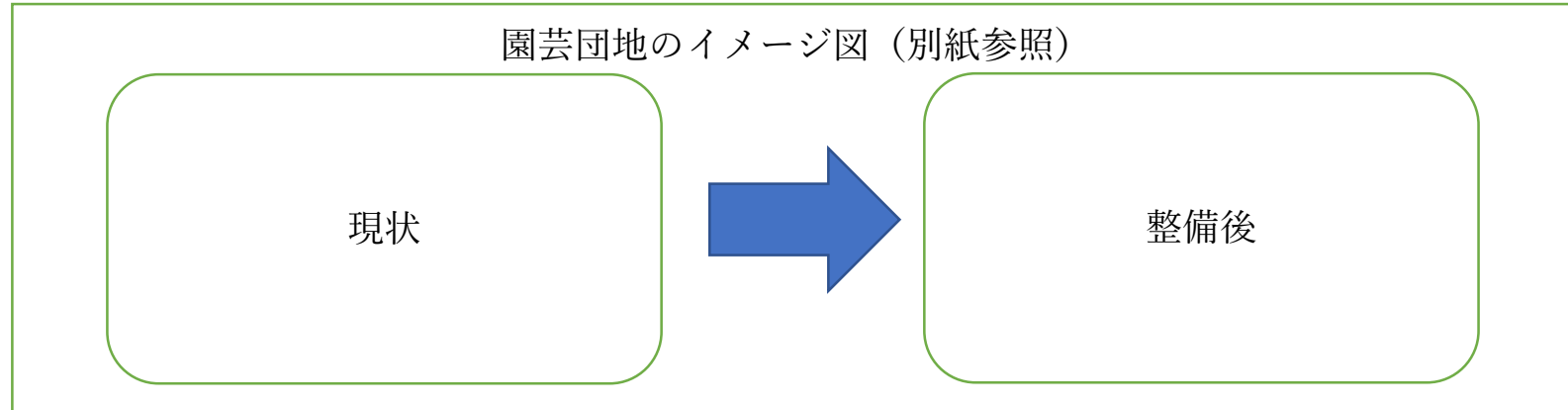
〇h a

（3）地域農業の現状、課題と対応方針、取組により期待される効果、目標達成に向けた取組：

- ・地域内にある〇h aの全ての面積で、現在はプラスチックコンテナでの収穫、手作業での圃場搬出、集荷所搬入が行われている。
- ・現状手作業のため、高齢になると重量品目である〇〇の作付けは避けられ、より軽量の野菜へと転換されている。また、労働力不足のため収穫作業が進まず、作付けが減少している。このため、軽労化や労働力軽減が期待される鉄コン荷受け・集荷システムを導入する。
- ・システム導入により、生産現場での軽労化が図られ1戸あたりの作付面積が拡大すると見込まれる。また、合わせて機械化体系を推進することにより、農家経営の継続性も期待される。
- ・現状は〇名、〇h a（平均面積〇h a）であるが、導入後は〇名、〇h a（平均面積〇h a）を目指す。（産地全体）
- ・目標達成に向けシステム活用を推進するとともに、関係機関一体となり新たな栽培者の掘り起こしも行う。

3 集出荷システムの整備イメージ

現在は集荷所として使用しているJA所有の倉庫に当事業を活用して鉄コンテナを活用した集出荷システムを整備する。



4 集出荷システムの運営

(1) 導入規模（受益面積）

○h a

(2) 品目

○○

(3) 運営主体

佐賀県農業協同組合

(4) システムの活用者の選定方法

農家の手上げ方式により選定する。

(5) 受益農家名及び面積一覧

別紙参照（事業実施計画書で確認できる場合は不要）

5 今後の整備・推進計画

整備・推進内容（スケジュール）

- ・今回導入したシステムと合わせて県単事業等を活用した機械化体系を推進する。
- ・鉄コンによる荷受けが増加すれば、近隣にある〇〇倉庫も活用を検討する必要があるが、その場合施設の改修整備が必要となる。

(参考様式7)

営農開始に必要な生産資材等一覧表

受益者名	
品目名	

番号	名称・規格	単価	数量	金額(税込)	使用目的	使用頻度	備考
1				0			
2				0			
3				0			
4				0			
5				0			
6				0			
7				0			
8				0			
9				0			
10				0			
11				0			
12				0			
13				0			
14				0			
15				0			
16				0			
17				0			
18				0			
19				0			
20				0			
合計				0			

※必要に応じて適宜行を追加してください。